

子 発 0218 第 6 号  
令和 4 年 2 月 18 日

各 都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 市 長  
中 核 市 市 長  
児童相談所設置市市長 殿

厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )

「民間の児童養護施設職員等の処遇改善について」の一部改正について

標記については、平成 29 年 6 月 12 日雇児発 0612 第 1 号「民間の児童養護施設職員等の処遇改善について」により行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 3 年 4 月分の支弁から適用することとしたので通知する。